学生支援に関する方針

学生支援センターは関連する部署と協働し、看護学部・看護学研究科・公衆衛生学研究科で学ぶ学生一人ひとりが豊かで安定した学生生活を送ることができるよう学修環境を整え、学生が学生としての責務を果たす力と自律的に行動する態度を持ち、生涯にわたって自己の人間形成をはかることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援体制を構築する。

2 修学支援

学生の修学が円滑に進められるよう関連部署・教職員が連携を図るとともに、障がい学生、外国人学生(留学生を含む)、社会人学生を含め多様な学生のニーズに対応できる相談システムや適切な支援策、環境整備の充実を図る。

3 生活支援

学生が心身ともに健康で、かつ安全・安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、健康管理と事故防止、経済支援、ハラスメントの防止、課外活動支援等の取り組みを行う。

4 進路支援

学生が自立し、主体的に進路選択、就職決定ができるよう、キャリアガイダンス等の充実を図り、組織的な体制のもとに支援する。

5 障がい学生支援

障がいのある学生の学ぶ機会の平等を確保するため、本人が希望する必要かつ適切な支援の実施を検討し、合理的配慮の提供に努める。障がいの有無にかかわらず、学生が安心して主体的に学ぶことのできる環境づくりを行う。

6 外国人学生支援(留学生を含む)

外国人学生(留学生を含む)が、言語、文化、習慣、経済状況など自国と異なる日本の環境において、安心して学修に取り組むことのできるよう、個々の学生に応じた適切な支援を行う。

2021 年 4 月 1 日現在

（聖路加国際大学学生支援センター規程　第2条）